

日本ライブレストラン協会会則

2021年4月5日改訂

2023年11月13日改訂

第1条 本会は、「飲食を主体とするライブスペース運営協議会」改め、日本ライブレストラン協会と称する。

2 ライブレストランとは、以下の各号をすべて満たすものをいう。

- (1) 原則として自主事業を行っていること。
- (2) 音響、照明が備えられた常設のステージ上で生演奏があること。
- (3) ほぼ常時有料ライブが開催されており、フード、ドリンク両方の飲食料金とは別にライブ演奏観覧料が設定されていること。
- (4) すべての客ごとに指定されたテーブルと椅子が常設されており、食事と公演中の観覧時の場所が指定されていること。
- (5) 大部分でスタッフによる飲食の配膳提供がなされていること。
- (6) 客はショーを鑑賞しに来場しており、公演を妨げる会話等に関しては、スタッフが注意を行っていること。
- (7) 厨房室がホール室とは別に設置されており、飲食店営業許可を取得していること。
- (8) 原則的に客は着席して鑑賞しており、立ち見は無いこと。
- (9) 消防法で定められたキャパシティ内で営業をしていること。
- (10) 店舗として適切に演奏権の処理をおこなっていること。

第2条 本会は、日本のライブレストランのイメージと認知度向上、会員が申請できる国及び公共団体からの支援を模索する活動を行うことを目的に設立、運営する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 専門家または専門的な意見を交えたガイドライン(項目)の作成
- (2) 早期のガイドラインの制約の緩和や国及び公共団体からの支援を得るための陳情活動
- (3) 協会 HP の作成やマスコミへの広報活動
- (4) 協賛の営業活動

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体で構成される。

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書、ガイドライン遵守の誓約書、営業許可書のコピー及び店内の写真、反社会的勢力の排除に関する誓約事項を事務局に提出し理事会の承認を得るものとする。

2 書類の提出先は、下記の通りとする。

〒106-0032 東京都港区六本木 1-8-7MFPR 六本木麻布台ビル 6F

株式会社阪神コンテンツリンク東京支店内 日本ライブレストラン協会

第6条 会員費は無料とする。

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 提出書類の虚偽ないし失効、ガイドラインを遵守していないことが発覚したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

第9条 会員が、本会の名誉を棄損し、もしくは本会の目的に反する行為をし、または除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条 本会は理事で構成する理事会を置く。

2 理事は、理事会における過半数の決議をもって選任される。

3 理事の任期は、就任日から1年とし、再任を妨げない。

4 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事の互選により会長1名及び副会長若干名を選出または変更することができる。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 理事は、会長の総括のもとに会務を行う。

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1)職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第13条 本会の事業活動は2020年6月29日に開始される。

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、東京都港区六本木1-8-7MFPR 六本木麻布台ビル 6F 株式会社阪神コンテンツリンク東京支店内に設置する。

第15条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)目的とする事業の完了

(2)正会員の欠亡

(3)合併

第16条 第15条第1号に関わらず、本会の継続については理事会が審議しその是非を決定することができる。

2 前項の場合、会員に報告するものとする。

第17条 この会則は、理事会における過半数の決議をもって改訂することができる。

附則

1 本会は以下の4名の発起人によって設立され、理事は次に掲げる者とする。

会長 北口正人

副会長 池田紳一郎

理事 井上順

理事 坂本大

2 この会則は、2020年6月29日から施行する。

以上